

久喜市立幼稚園の災害時における臨時休園等のガイドライン

令和6年10月9日教育長決裁

1 目的

台風や集中豪雨、地震等の自然災害発生時（以下、「災害時」という。）により、人的・物的被害が生じるおそれが高まった場合に、園児、保護者、教職員等の安全を守るため、久喜市内の公立幼稚園（以下、「幼稚園」という。）における臨時休園等の対応について、ガイドラインを策定する。

2 臨時休園の基準・対応

災害時における臨時休園の基準及び対応について、下記のとおり定める。ただし、震度5弱以上の地震に伴う対応については、各施設の状況によることから、本ガイドラインに基づき、幼稚園から市及び教育委員会に連絡した上で、幼稚園の判断で臨時休園するものとする。

〈基準〉

- ・本市が警戒レベル3～警戒レベル5相当の避難情報を発令している。
- ・交通手段が遮断される等により教職員の確保ができない。
- ・状況を総合的に判断し、臨時休園とすることが適切と認められる。
(市内小中学校における臨時休校等の動向も参考に判断する。)

(連絡の流れ)

- ① 市及び教育委員会は、本ガイドラインに基づき、避難情報が発令された地区の幼稚園の臨時休園を判断し、幼稚園に連絡する。ただし、災害の状況等によって、市や教育委員会からの臨時休園の連絡が間に合わない場合、幼稚園は、市及び教育委員会のホームページ等において避難情報を確認の上、本ガイドラインに基づき臨時休園を判断し、市及び教育委員会へ連絡する。
- ② 幼稚園は、保護者へ臨時休園をメール等で連絡する。

《風水害等に伴う臨時休園の基準・対応》

警戒レベル (市の避難情報等)	開園前	開園中
警戒レベル5 緊急安全確保	臨時休園 (幼稚園の対応) ・保護者へ連絡する。	園児降園後に休園 (幼稚園等の対応) ・保護者に速やかな迎えを依頼する。ただし、保護者の迎えや園児の引き渡し危険な場合は、安全な状況になってからの対応とする。 ・原則、事前に保護者に周知している避難所へ園児を速やかに避難させる。ただし、園内が安全と判断した場合は、当該園にて保護者の迎えを待つ。
警戒レベル4 避難指示		
警戒レベル3 高齢者等避難		

《地震に伴う臨時休園の基準・対応》

警戒レベル (市の避難情報等)	開園前	開園中
震度 5 弱以上の地震	臨時休園 (幼稚園の対応) ・市及び教育委員会に事前に連絡する。 ・保護者へ連絡する。	園児降園後に臨時休園 (幼稚園の対応) ・市及び教育委員会に事前に連絡する。 ・安全な場所に園児を誘導する。 ・保護者に速やかな迎えを依頼する。ただし、保護者の迎えや園児の引渡し危険な場合は、安全な状況になってからの対応とする。

3 幼稚園の再開の基準・対応

避難情報の解除後、または災害発生後に、次の事項を確認しながら安全に配慮し、幼稚園を再開する。

(確認事項)

- ・施設の安全確保
- ・施設周辺の安全確保
- ・ライフラインの状況（電気、ガス、水道、交通等）
- ・職員体制の確保

(連絡の流れ)

- ① 市及び教育委員会は、本ガイドラインに基づき、避難情報が解除されたときは、幼稚園に施設の再開を連絡する。ただし、災害の状況によって、市や教育委員会からの避難情報解除の連絡が間に合わない場合、幼稚園は、本ガイドラインに基づき施設を再開する。
- ② 幼稚園は、上記確認事項を確認し、安全に教育・保育できる状況を確認した上で、幼稚園を再開し、再開の旨を市及び教育委員会に報告する。
- ③ 幼稚園は、保護者へ幼稚園の再開をメール等で連絡する。

4 保護者への事前周知

本ガイドラインによる臨時休園及び再開の基準・対応については、市ホームページに公表するとともに、幼稚園において入園説明会等の際に保護者に周知し、理解を得るものとする。

5 その他の計画等との関連

幼稚園は、本ガイドラインや久喜市防災ハザードマップを参考としながら、詳細な非常災害対策計画、マニュアル、運用指針等を適切に整備し、職員間で共有するとともに、災害時の対応について保護者と共有するものとする。

参考 《警戒レベルと市民がとるべき行動の関係》

警戒レベル	行動を市民に促す情報	市民がとるべき行動	発令
警戒レベル 5	緊急安全確保 (災害の発生・切迫を把握した場合に、可能な範囲で発令される情報)	既に災害が発生または切迫しており、命を守るため、直ちに安全確保 ※警戒レベル 5 緊急安全確保の発令を待ってはいけない！	久喜市が発令
警戒レベル 4	避難指示	危険な場所から全員避難開始 ※安全な場所にいる人は、立退き避難の必要はありません！	
警戒レベル 3	高齢者等避難	危険な場所から高齢者等（避難に時間を要する人）は避難開始 その他の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり、危険を感じたら自主的に避難	
警戒レベル 2	大雨・洪水注意報	避難に備え自らの避難行動を確認する ・ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認 ・避難情報の把握手段の再確認、注意	気象庁が発令
警戒レベル 1	早期注意情報（警報級の可能性）	災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意等	